

## 令和7年第4回定例会総務教育委員会会議録

令和7年12月1日  
午前10時  
全員協議会室

### 出席者氏名

山村 尚	委員長	大野みどり	副委員長
伊藤 悅子	委 員	札野 章俊	委 員
油原 信義	委 員	杉野 五郎	委 員

### 執行部説明者

副 市 長	木村 博貴	教 育 長	大吉 輝夫
総 務 部 長	大貫 勝彦	総合政策部長	岡野 功
教 育 部 長	落合 勝弘	議会事務局長	中嶋 正幸
総 務 部 次 長	仲村 真一	総合政策部次長	大堀 敏雄
教育委員会事務局次長	名島 正博	危機管理監	柏崎 治正
会計管理者	梁取 忍	防災安全課長	関口 道治
防災安全課長	高星 暢広	人事行政課長	藤平 浩貴
財 政 課 長	平野 総雄	税務課長	森下 健史
納 税 課 長	粉川 裕美	管財課長	生井 利幸
会 計 課 長	菊地ひろみ	教 育 監	小林孝太郎
教育総務課長	海老原弘一	文化・生涯学習課長	松崎 竜弥
指導課長	秋山 卓也	教育センター所長	熊澤つむぎ
学校給食センター所長	岩井 務	議会事務局課長	伊藤 正晶
文化・生涯学習課長補佐	高野 雄次（書記）		

### 事 務 局

課 長 補 佐 廣瀬 正幸

### 議 題

- 令和7年陳情第1号 龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例（平成14年条例第4号）の運用に関する陳情書
- 議案第2号 龍ヶ崎市犯罪被害者等条例について
- 議案第8号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項
- 報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項）
- 報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（和解に関するについて）

## ○山村委員長

それでは、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただく案件は、今期定例会において当委員会に付託されました令和7年陳情第1号、議案第2号、議案第8号の所管事項、報告第1号の所管事項、報告第3号、以上5案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに、陳情の審査に入ります。

本日は、令和7年陳情第1号の提出者にお越しいただいておりますので、令和7年陳情第1号の審査から行います。

令和7年陳情第1号 龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例（平成14年条例第4号）の運用に関する陳情書の審査についてです。

事務局に陳情書を読み上げさせます。

## ○廣瀬課長補佐

それでは、陳情書を読み上げさせていただきます。

陳情名、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例（平成14年条例第4号）の運用に関する陳情書。

受理番号、令和7年陳情第1号。

受理年月日、令和7年11月4日。

陳情者、市内にお住まいの高田幸夫さんです。

陳情の趣旨でございます。

龍ヶ崎市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）について、2025年1月30日に第1回審議会、2025年2月12日に第2回審議会、2025年2月21日に第3回審議会が開催されました。第1回審議会及び第2回審議会は公開で実施されましたが、第3回審議会は非公開でした。龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例に基づき第3回審議会も公開中だと思い、第3回審議会を傍聴しようとしていた私は、当局の者から非公開を理由に会場に入れてもらえませんでした。

陳情事項についてです。

1 例え非公開の審議会であっても、審議会の会長が会議に諮り「非公開」と決めるまでの時間帯は、「公開中」だと考えているので、「非公開」と決めるまでの時間帯は「公開中」という取り扱いをしていただきたい。

2 「公開」としていたものを「非公開」に変更するのであれば、市のホームページ（全市民がパソコンやスマホを持っているとは限らない。）だけではなく、スマホやパソコンを持っていない住民にも分かるように検討していただきたい。

以上でございます。

## ○山村委員長

この後、休憩中に総務教育委員会協議会を開催いたします。

休憩します。

〔休憩中に総務教育委員会協議会を開催。陳情者による説明が行われた。〕

## ○山村委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいいたします。

油原委員。

## ○油原委員

ただいま、陳情者の方からいろいろとご説明がありました。

この陳情事項ですね、これを踏まえてみると、まず、たとえ「非公開」の審議会であっても、審議会の会長が会議に諮り「非公開」と決めるまでの時間帯は「公開中」だというふうなお考えだということ。

私も、決定するまでは「公開中」だと、これも間違いではないというふうに思います。しかし、皆さんもよく審議会等を傍聴しているかと思いますけれども、やはり審議会の会長が傍聴を認めるまでは会議室に入室はしておりませんよね。これも私は間違いではないというふうに思います。

いずれにせよ、会議の運営上、やはり会長等が判断をするということであるんだろうというふうに思います。

それから2番目の、「公開」としていたものを「非公開」と変更するのであれば、市のホームページ等々で、要するに十分市民に分かるように、その周知を検討していただきたいということありますけれど。

予定が予め「非公開」として分かっている場合には、その時点で可能な限り周知をしていくということが必要なんだろうというふうに思いますけれども、一般的には、会議が開かれて、会長が委員に諮り、そこで公開・非公開を決定するわけですから、なかなか住民に周知をするという時間的な余裕はないんだろうというふうに思います。

実際、ホームページや、可能な限りSNS等でお知らせをするということは可能なんだろうと。ただ、現実的な話としては、なかなかそういう時間はないんだろうというふうに思います。

いろいろお話がありましたけれども、私は、この審議会等の附属機関の会議の公開に関する条例、規則等がございますよね。各審議会の会長、また委員が、それに基づいて判断をしているということになりますので、この判断に議会が意見を述べるというのは、ちょっと好ましくないというふうに私は思いますので、この陳情については「不採択」という考え方でございます。

## ○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。

伊藤委員。

## ○伊藤委員

会議そのものは、基本的には私は公開されるものだと思っています。やっぱり、どんなプロセスでいろんなことが決まっていくのかっていうことは、原則として公開されるべきだと思っていますので。

この陳情については、前回、陳情の仕方についてとかその後の事でいろいろあって、止められた事もあったと思うんですけど、当然、そういう態度は、私はよくないと思っているんですよね。そこでいざこざが起きるような、それは双方で十分な話し合いがされてなかつたっていうことだと思うんですけども。

私は、原則として会議は公開されるべきものだと思っているので、やっぱり「非公開」と決めるまでは「公開」っていうような取り扱いが原則でいいんだと思いますので。

あと、2番目の事項に関しては、スマホやパソコンを持っていない住民も分かるように検討していただきたいっていうことについて、検討することについてはそうだと思うんですけども、ただやっぱり、どんなふうなお知らせをするかっていうのは、ちょっと時間もかかるのかなっていうところはあると思いますけれども、やっぱり基本的には、この陳情には2番目も賛成できるということで、私はこの陳情には賛成いたします。

## ○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。

杉野委員。

## ○杉野委員

大変微妙なところがあります。

龍ヶ崎市の附属機関の会議の公開に関する条例ですね。その中では、公開が原則なんだというように謳われております。ただ、特別の場合は、その限りではないと。

その決め方がいつの時点だったのか、そこが微妙なのかなというふうに感じます。

ただ、今まで私どもの方の議会でも、委員会でもそうですけれども、会長が「傍聴を許可します」というところから傍聴できるということが、今、当議会でも各審議会でも行われておりますので、そこを考えれば、微妙なことはありますけれども、採択には賛成いたしかねる。

ただ、2番目の陳情項目がございますけれども、それは、できる限り速やかにと。当日、委員会が始まったときに決まったんでしょうから、できるだけ速やかにということになると、やはり玄関前の看板とか、或いはこの会場の前にはっきりと「非公開」というふうに、そういう手段は考えられるのかなと思いますけれども、その辺はちゃんと口頭で話をされていると思いますので、これも、今後考慮することはあると思いますけれども、今の運用で致し方ないのかなというふうに感じております。

従って、採択には反対いたします。

## ○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。

札野委員、いかがですか。

## ○札野委員

私も、結論から言うと不採択かなというふうに思います。

やはり、事案によっては公開できないだろうというふうに当初の段階から判断される可能性があるものもありますし、全ての事案を今、この場で決めるのも少し乱暴かなというふうに思うことが一つと、ここに至るまで、様々に陳情者の方から資料も出していただいているみたいで、見てみると、今後、個々に対応するべきものなのかなというふうに思います。

大原則は、確かに全ての情報は公開されるべきものですけれども、事案によってはイレギュラーも考えられるので、この今回の陳情というこの形、公開・非公開だけを問題にしているというこの陳情に至るまでの過程も含めて、私はちょっと早急に今回の事案に賛同するというわけにはいかないなというふうに思いました。

以上です。

## ○山村委員長

他に、いかがですか。

[発言する者なし]

それでは、お諮りいたします。

令和7年陳情第1号、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例（平成14年条例第4号）の運営に関する陳情書につきまして、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者、挙手]

賛成少数であります。よって、令和7年陳情第1号は不採択とすることに決しました。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ヶ崎市犯罪被害者等支援条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

## ○大貫総務部長

それでは議案書をお願いいたします。議案書11ページになります。

議案第2号 龍ヶ崎市犯罪被害者等支援条例についてでございます。

これは、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づきまして、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念などを定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、及び軽減に向けた取組を推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与するために定めるものでございます。

こちらにつきましては、内閣総理大臣を会長とする犯罪被害者等施策推進会議におきまして、令和5年6月に、地方における途切れのない支援の提供体制の強化などの一層の推進のため、この条例も要望されているところでございます。また、警察等からの要望書もいただいております。

茨城県内におきましては、令和7年4月1日現在、44市町村のうち11市町村が条例を制定しているところでございます。全国を見ますと、全ての都道府県単位では条例が制定されているところでございます。

続きまして、条例の内容を説明させていただきます。

11ページ、第1条（目的）でございます。

目的といたしましては、この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにすることをもって、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的としております。

第2条につきましては、用語の定義を定めるものでございます。

第3条（基本理念）につきましては、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるように配慮しなければならない、また、第3項におきまして、二次的被害の防止に十分配慮しなければならない、というようなことが定められております。

続きまして、第4条につきましては（市の責務）でございます。市の責務といたしましては、基本理念にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援のための施策を実施する、ということが定められております。

第5条は（市民等及び事業者の責務）でございます。こちらにつきましては、支援の重要性についての理解を深めた上で、再被害及び二次的被害を生じさせないように十分配慮することが求められるとともに、市や関係機関が実施する施策に協力するように努めるものとする、というような努力規定がなされているものでございます。

第7条は（日常生活の支援）でございます。こちらにつきましては、第1号で、経済的負担の軽減を図るために見舞金の給付等必要な支援を行うこと、というものでございます。見舞金につきましては、別途規則で定めることとしておりますが、他市町村等の状況も参考に、傷病または疾病的療養の期間が1か月以上の者に關し、遺族見舞金につきましては30万円、重症病見舞金につきましては10万円で検討を行っているところでございます。

続きまして、第8条は（安全の確保）ということで、市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するために必要な措置を講ずるものとしております。

第9条につきましては、支援を適切に行うために人材の育成及び資質の向上のための必要な施策を講ずるものとしております。

第10条につきましては、以上申し上げました点につきまして、広報及び啓発活動、その他必要な措置を講じるものとされているものでございます。

第11条につきましては、同様の支援を行う民間支援団体に対する必要な支援を行うというものでございます。

この条例につきまして、第14条で「必要な事項は、規則で定める」という委任事項を定め、付則といたしまして、「この条例は、令和8年4月1日から施行する」と定めるものでございます。

説明につきましては以上です。

## ○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

杉野委員。

## ○杉野委員

説明ありがとうございました。

12 ページの第4条第2項なんですが、「犯罪被害者等の支援に係る体制の充実に『努めるものとする』」というふうに書かれておりますけれども、第7条を見ますと、「市は、犯罪被害者等日常生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を『行うものとする』」という使い分けをしています。

実際に、具体的にはどういった施策をというのは、第7条に書いてありますけれども、(2) のところの、「犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた必要な支援を行うこと」と繋がっています。

これはこれでいいんですけども、第9条で、今のところ、第2項の心身の状況等に応じた必要な支援を行うことに関連して、「相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を『講ずるものとする』」というふうに規定しております。

ところがですね、第12条の（財政上の措置）については、「施策を推進するため、必要な財政上の措置を『講ずるよう努めるものとする』」と。

ここをどういうふうに解釈したらいいのか。「努めるものとする」だから努力義務だと、その辺の整合性をどういうふうに考えているのか、ご説明いただきたいと思います。

## ○山村委員長

高星防災安全課長。

## ○高星防災安全課長

いろいろと表現の仕方で差異があるんですが、実際に市の取組として出来るものに関しては、もう「講ずる」ということで、具体的には、人材の育成だとか広報関係で出来るものをやっていくというところでございます。

今後行うことで確定的でないものについては「努める」ということで努力していき、今後、確定にしていきたいと思うんですが。

すいません、説明が微妙で。

## ○山村委員長

杉野委員。

## ○札野委員

ありがとうございました。

私が聞きたいのは、第7条で、具体的に項を四つ並べていますよね。それらが来年の4月1日からちゃんと行われるのかどうか、その辺をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

## ○山村委員長

高星防災安全課長。

## ○高星防災安全課長

今後の予定で、4月1日施行に向けて動きますが、細かい事に関しては施行規則等で定めていくたいと思っているんですが、見舞金の給付に関して、財政上も講じていただいてつけていくと。

また、被害者が心身に受けた影響などの回復ができるように、こちらに関してですが、主にカウンセリングとなってくると思います。

これに関しては、警察と連携を取っています。警察の方に情報提供などをすることによって、警察、及び茨城東支援センター、県に動いていただけて、被害者だけでなく遺族または目撃者まで力

ウンセリング出来るように体制を整えております。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

カウンセリングの話なんですが、これは当市でそういった人材を育成し、なおかつ雇用するようなどころまでは考えていないんですか。どうですか。

○山村委員長

高星防災安全課長。

○高星防災安全課長

実際に、現時点ではそこまで考えておりません。

警察の方にこの点に関して相談をして、「市の方で必要ですか」と聞いたところ「必要ではありません」とのことです。

「警察には、もうすでに2名、3名のカウンセリングが常駐していて、こと県内各地で起こった事に関して派遣して、実情に応じた対応が出来ているので、市では、現時点で考える必要はございません」と回答を受けておりますので、警察と連携を取っていきたいと思っています。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

分かりました。

この条文の中で、「人材育成に努めなければいけない」ということでもありますので、その辺の基礎的なところは、しっかりとお願ひしたいと思います。

以上です。

○山村委員長

他にありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

条例制定に当たって、先行する自治体などを参考にしたりとか、あとは弁護士さんとか犯罪被害者支援の団体があると思うんですけども、そういう団体なんかに相談して意見を聞いたりとかした例があるのかどうかお聞きします。

○山村委員長

高星防災安全課長。

○高星防災安全課長

条例の策定についてですが、まず、他の市町村並びに警察で、警察の方には被害者支援室というものがございまして、各県及び茨城被害者支援センターと密接に結びついている、元となるところがございます。

そこといろいろと細かい部分について相談して助言をいただきまして、今回、龍ヶ崎市の条例の

方に組み入れさせていただいております。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

関係団体から、いろんな事情を聞きながら作成しているっていうことは分かりました。

それで、第7条第1項の見舞金について、30万円と10万円っていうふうに決めているってことなんですかね、その根拠をお伺いします。

○山村委員長

高星防災安全課長。

○高星防災安全課長

30万円、10万円の見舞金の根拠となるのは、もともと前例で、全国区で遺族見舞金が30万円、重症病見舞金が10万円というところがありますので、横一列で考えているところはございます。

プラスして、もともと30万円というのも、最初の被害にあって生活を戻すための約1か月間というところを見て必要な金額を想定されているようで、例えば成人男性の給料であったり、引っ越し、葬式、その他もちろんの金額で、まず30万円いうことが決められているそうです。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

もう一つ追加しますね。

例えば、親族間でそういう被害があったときに、その被害者である場合は、こういった見舞金とか、諸々のこういうことは、具体的にはどんなふうになるんでしょうか。

○山村委員長

高星防災安全課長。

○高星防災安全課長

親族間、特に家族内での犯罪であり得るのが、夫が妻を殺害する、児童虐待その他の虐待によって亡くなる。これは、基本的に加害者側と密接な関係にあるため、支給されることはございません。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

分かりました。なかなか大変だなと思いますけれど。

○山村委員長

他にありますか。

札野委員。

## ○札野委員

まず、この条例を地方自治体で定めていくっていう事の意義を教えてもらいたいですね。要は、裁判で決まったものに関して、それ以上に手当をするっていうふうな意義を大前提として教えてもらいたいんですけれど。

## ○山村委員長

高星防災安全課長。

## ○高星防災安全課長

市町村レベルでこういう条例を作るというところでは、まず、地域内の犯罪被害者等の施策の推進というところでもありますし、生活支援のための各種制度・サービスの実施主体が市町村単位となっています。

実際に、国や県から求められている市の対応もその辺を期待されておりまして、条例を作ることによって三つの効果があると思います。

見舞金等の経済的な支援によって、犯罪被害者が救済される。

市町村において犯罪被害者等の支援を推進させるための根拠となる。

地域によって犯罪被害者等の支援を充実させる意識を醸成する、などの効果が出ることが期待されています。

これによって、実際に地域の実情に即して、素早く見舞金だとかの経済的な支援が出来るというのが市の役割だと思っていますので、市で条例の制定をする必要性を認めております。

## ○山村委員長

札野委員。

## ○札野委員

私は、これは反対すべき事項ではないと思っているんですけど、ただ一方で、これを地方自治体に任せるとなると、それぞれの市町村でばらつきが出るのがよくないなと思うんですよ。

やっぱり、全ての人が同じ条件で同じように支援・保護を受けなきゃいけないなと思うのに、国が市町村ごとでこの条例を求めるっていうこと自体も、その根本のところがどうなのかなっていう気持ちも少しあります。

これに関しては反対すべきものではないと思っているので、推進はしていただきたいなと思うんですけど、併せて、国・県に対しては統一をしてもらわないと。決してばらつきが起きないように動いてもらいたいなっていうふうに思います。これは意見です。

もう一つ質問は、インターネット上の非難、誹謗中傷で受けた被害に対しても適用されるということなんでしょうか。

## ○山村委員長

高星防災安全課長。

## ○高星防災安全課長

実際、カウンセリングとかの被害者支援に関しては、同じように心の傷ということで適用はされるところだと思っております。

しかし、見舞金に関しては、人の生命や身体に対する犯罪ということで、実際に罪名とすると殺人だとか傷害だとか傷害致死とか、そこら辺のお話になってきて、インターネット上での誹謗中傷の書き込み、名誉毀損だとかになってくると、主体が人の生命じゃなくて名誉なので、ちょっとそこには当たらないというところで、線引きを考えております。

○山村委員長

大野委員。

○大野委員

犯罪被害者等の支援を推進することが出来るようになったということで、支援するために、民間支援団体のことが第11条に書かれておりますけども、この犯罪被害者等の支援に関する情報の提供っていうのは、どういうことを想定されていますでしょうか。

弁護士等にどんな相談をしてこういう情報を提供するとか、何か具体的なものを教えてもらいたいのと、あと、「その他の必要な支援を行うものとする」ということで、この必要な支援も、どういうことが支援団体に対して想定することがあるのかなど、もし分かったら教えてください。

○山村委員長

高星防災安全課長。

○高星防災安全課長

民間支援団体への支援の内容なんですが、個別に「こういうことをやってください」というところもあるんですが、実際に事件の内容とかを話すことは出来ませんので、支援として出来ることが何かというと、刑事事件とかで就業している方が時間を割かなくてはいけない。警察に何度も事情聴取されたり、被害者として、証人として立たなくちゃいけない、また各種申請ですね、そういう場合に、決まってはいないんですが厚生労働省の方から「推進してください」というお願いレベルでは出ているんですが、そこも併せて、市の方からもホームページ上で併せて「こういった協力が出来ますよ」「していただきたい」という情報発信になっていくと思います。

○山村委員長

大野委員。

○大野委員

分かりました。

こういうことに協力したいとか支援したいという団体が現れてきて、市にもいろんな支援の要望をするようなことが起こり得るんじゃないかなと思いましたので、そういうところも明確に、またきめ細やかによろしくお願ひいたします。

以上です。

○山村委員長

他にありませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは「別冊1」をご覧ください。

1 ページ、議案第 8 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 5,195 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 326 億 7,364 万 2,000 円とするものでございます。

併せて、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を行っております。

それでは、総務部所管事項についてご説明いたします。

5 ページ、第 2 表 継続費補正でございます。

これは、消防費の消防ポンプ自動車製造事業につきまして、契約確定により総額及び年割額を変更するものでございます。

続きまして 6 ページ、第 4 表 債務負担行為でございます。

こちらにつきましては 12 月の補正でございますので、ご案内のように来年度早期から執行する事務事業につきまして、速やかな執行にかかる契約行為などの債務負担行為を設定させていただき、今年度中に準備を始めて入札等を執行し、来年 4 月 1 日なり早々から事務事業を速やかに適切に執行するための債務負担行為がほとんどで、例年計上させていただいているものでございます。

上から 3 番目の職員採用管理システム利用契約から、8 番目の法律顧問業務委託契約でございますが、こちらが総務部所管事項となります。例年どおりでございます。

下から 5 番目、行政実務解説検索システム利用契約でございます。こちらにつきましても例年どおり、Web による業務解説システムの利用料でございます。

次のページ、7 ページでございます。

一番上、庁舎施設管理にかかる業務委託契約から、5 番目、保全マネジメントシステム利用契約でございます。

こちらにつきましては、3 番目の庁舎総合管理業務委託契約、これが今年度、3 年契約の 3 年目を迎えて来年 3 月をもって終了いたしますことから、令和 8、9、10 年度の契約を結ぼうとするものでございます。契約の年度も含めまして、令和 7 年度から令和 10 年度までの期間で、限度額を 2 億 6,302 万 1,000 円と定めるものでございます。

続きまして 8 ページでございます。

下から 7 番目の、旧大宮小学校管理にかかる業務委託契約から、一番下の納税関連サービス利用契約について所管いたしております。こちらにつきましても、例年のとおりでございます。

9 ページの一番上、預貯金照会システム利用契約につきましても同様でございます。

飛びまして 11 ページでございます。

11 ページの下三つ、市営住宅管理にかかる業務委託契約から、一番下、防災無線子局等土地賃貸借契約、こちらにつきましても例年どおりの設定をさせていただくところでございます。

12 ページです。

12 ページにつきましても、上から三つ、気象防災アドバイザー業務委託契約から防災アプリ利用契約、この 3 件につきまして速やかな契約執行を図るために債務負担行為を設定させていただきたいというようなことでございます。

13 ページ、第 5 表 地方債補正でございます。

地方債補正の一番下、消防自動車整備事業につきましては、先ほど継続費の補正で申し上げましたとおり、消防自動車に関しまして契約完了に伴う精算措置でございます。

続きまして、歳入でございます。17 ページからご覧ください。

下から三つ目の箱、繰越金でございます。

一般会計繰越金につきまして、財源手当のため 7,743 万 3,000 円を計上しております。この補正によりまして、令和 6 年度の実質収支の残が 9,000 万円程度になってまいります。

市債の一番下、消防費債は、消防自動車整備事業債を減額するもので、410 万円の計上となっております。

続きまして歳出です。20 ページをご覧ください。

まず歳出のうち、職員給与費でございます。職員給与費につきましては各項目ごとに計上されておりますので、総額でご説明させていただきます。

一般職に係る職員給与費は、人事異動、退職、育児休業等の反映、また、時間外勤務手当をはじめとする各種手当の執行状況に応じた補正でございます。

給料が総額で 970 万 8,000 円の減、職員手当が 96 万 4,000 円の増、共済費が 450 万 6,000 円の減となっております。

人員につきましては、見込み計上していたものも含め 7 名の減となっております。退職者 4 名、あとは 10 月 1 日に採用を予定しておりました専門職につきまして、応募がなく採用が出来なかったというような事情がございまして、その分で 3 名減、合計で 7 名の減でございます。

会計年度任用職員につきましては、実際の任用等、或いは退職を反映したものでございます。

報酬につきましては 319 万 4,000 円の減、職員手当につきましては 558 万 3,000 円の減、共済費につきましては 121 万 6,000 円の減となっておりまして、見込み人数についてはプラスマイナスゼロでございます。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。

20 ページ二つ目の箱、総務費、総務管理費の上から三つ目の丸印、庶務事務システム運用費につきましては、職員証は今、IC カードを使っておりますが、こちらの来年の採用者の分等を手当するために、需用費と購入手数料の増額を行うものでございます。

その下、人事給与システム運用費につきましては、人事給与システムの利用開始時期を「令和 8 年 1 月」から「令和 8 年 3 月」といたしましたことから、今年度の使用料・賃借料の一部が減額となるものでございます。

続きまして、職員研修費でございます。これは、令和 8 年度に国や県等に派遣予定の職員のアパート借上げに係る火災保険料や賃借料、更新料等を計上させていただいたものでございます。

続きまして、職員厚生費の需用費につきましては、令和 8 年 4 月採用見込者にかかる作業服等の購入でございます。

飛びまして、31 ページになります。上から二つ目の箱、土木費、住宅費でございます。

丸の二つ目、市営住宅管理費につきましては、茨城県住宅管理センターに管理を委託しておりますが、その委託料に含まれる入居前の修繕、ルームクリーニングの他、給排水設備等の修繕不足分見込を増額するものでございます。350 万円の計上です。

市営住宅管理システム運用費につきましては、Windows11 対応の新規端末購入にかかる設定費用、及び、システム端末 2 台の購入費用でございます。

次の箱、消防費になります。消防施設整備事業につきましては、先ほど来ご説明いたしました消防ポンプ自動車の製造の請負に係る工事請負費の契約確定に伴う減額でございます。

次に、二つ飛びまして防災活動費でございます。防災活動費は防災服 25 着分の購入を見込んでおります。

飛びまして 35 ページでございます。

一番下の公債費でございます。元金償還費の 143 万円増額でございます。こちらにつきましては、起債、市債の借入れによります条件の確定に伴う精算措置でございます。

総務部所管事項については以上です。

## ○山村委員長

岡野総合政策部長。

## ○岡野総合政策部長

続きまして、総合政策部所管事項について説明いたします。

引き続き「別冊 1」をお願いいたします。6 ページをお願いします。

第 4 表 債務負担行為補正でございます。

9 行目、会議録作成システム利用契約から、三つ下のメール配信サービス利用契約までの 4 項目。続きまして 7 ページでは、6 行目の電算等施設管理にかかる業務委託契約から、16 行目、庁舎等無線 LAN 保守業務委託契約まで、及び、一つ飛びまして龍・流連携デジタルサイネージ利用契

約の 12 項目。次に 8 ページでは、5 行目の牛久沼不法投棄ごみパトロール業務委託の 1 項目。合計 17 項目が総合政策部の所管となります。

このうち、新規は市公式ホームページクラウド移行業務委託契約、及び、高速カラープリンターリース契約の 2 案件となります。

いずれも経常的なもので、年度当初から業務を行うために今年度中に契約する必要があるため、限度額を定めるものでございます。

総合政策所管事項については以上でございます。

#### ○山村委員長

中嶋議会事務局長。

#### ○中嶋議会事務局長

続きまして、議会事務局の所管事項をご説明させていただきます。

「別冊 1」、6 ページをお願いいたします。

第 4 表 債務負担行為補正でございます。

一番上、市議会だより印刷製本契約、並びにその下、議場映像・音響設備保守業務委託契約です。

これは、年度当初から業務を行うため、例年設定させていただいている適正な契約期間の確保に要するものでございます。

説明については以上でございます。

#### ○山村委員長

梁取会計管理者。

#### ○梁取会計管理者

続きまして、会計課所管についてご説明いたします。

6 ページ、債務負担行為補正でございます。

下から 4 段目の行から、庁舎非常通報装置保守点検業務委託契約、会計課窓口用事務機器保守にかかる業務委託契約、公金総合賠償責任保険等加入にかかる申込、以上の 3 件でございますが、いずれも令和 8 年度の開始と同時に事務に取りかかるために行う債務負担行為の設定でございます。

以上です。

#### ○山村委員長

落合教育部長。

#### ○落合教育部長

続きまして、教育委員会所管事項についてご説明いたします。

引き続きまして「別冊 1」の方からご説明いたします。

第 4 表 債務負担行為補正からになります。12 ページをお願いいたします。

上から 4 段目、学校災害賠償補償保険加入にかかる申込から、13 ページの上から 4 段目、学校給食センター管理にかかる業務委託契約まで、19 件が教育委員会所管となります。なお、12 ページの下から 2 段目の、子どもの居場所・遊び場創出事業業務委託契約につきましては、本年度から事業を移管しましたので、福祉部所管となっております。

これらにつきましては、令和 8 年度から業務を円滑に開始するため、契約締結の準備・手続きを行うにあたり債務負担行為限度額を設定するものであります。

また、12 ページの上から 6 段目の、外国語指導業務委託契約（令和 7 年度）につきまして、期間

が令和7年度から令和10年度となっておりますのは、現契約が令和7年度で終了し、新たに3年間の契約更新を行う必要があり、令和8年4月からの小・中学校への外国語指導助手派遣業務委託に向け、本年度から事務手続きを進めるため、令和7年度から令和10年度までの期間で債務負担行為を設定させていただくものであります。

続きまして、歳出でございます。ページ飛びまして、31ページをお願いいたします。一番下の枠から32ページの1枠目にかけてでございます。

まず、学務事務費でございます。

学校管理下における児童・生徒に対し学校等が救急車を要請した際に、搬送先の病院で緊急性が認められず、保護者が病院へ選定療養費を支払った場合、保護者の申請に基づき選定療養費全額を補助する制度の創設に当たりまして、2件分、2万7,000円を想定し、予算計上したものでございます。

次にその下の段、特別支援教育支援費でございます。

これは、特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活での介助に係る支援員を配置するための委託料でございますが、支援が必要な児童・生徒が前年度より増えまして2名増やして対応しておりますが、当初見込より児童・生徒の支援要請時間数が増えたため、委託料の決算不足見込額465万7,000円を増額補正しようとするものでございます。

続きまして、同ページ2枠目になります。小学校管理費です。

龍ヶ崎小学校管理費、八原小学校管理費、33ページに跨りますが、馴柴小学校管理費、松葉小学校管理費、長山小学校管理費、久保台小学校管理費、城ノ内小学校管理費まで、いずれもこれは需用費でございますが、光熱水費の決算見込において不足が生じる恐れがありますことから、403万1,000円を増額補正しようとするものでございます。

その下の小学校運営費です。

龍ヶ崎小学校運営費、馴馬台小学校運営費、いずれも役務費でございます。通信運搬費の電話代の決算見込において不足が生じる恐れがありますことから、3万5,000円を増額補正しようとするものでございます。

その下、小学校教育系システム運用費です。

こちらも役務費でございます。安定した通信環境の確保を目的に、より高速で大容量の通信回線へ切り替えるため、初期工事等の費用が発生いたしますことから、8万2,000円を増額補正しようとするものでございます。

続きましてその下、2枠目の中学校管理費から、次の34ページまでの中学校運営費、中学校教育系システム運用費につきましては、小学校と同様の理由により、各々増額補正しようとするものでございます。長山中学校管理費、城西中学校管理費、中根台中学校管理費、城ノ内中学校管理費、龍ヶ崎中学校管理費まで、いずれも需用費でございまして、593万1,000円増額補正しようとするものであります。中学校運営費につきましては、20万1,000円増額補正しようとするものでございます。

同じページの1枠目、中学校校務系システム運用費でございます。

こちらは役務費でございます。公務用ネットワーク通信回線の使用料の値上げに伴い、決算見込において不足額が生じる恐れがありますことから、1万円を増額補正しようとするものでございます。

その下の、中学校教育系システム運用費です。

こちらも役務費ですが、5万2,000円を増額補正しようとするものでございます。

続きまして34ページの2枠目、図書館北竜台分館管理費でございます。

こちらは需用費でございます。光熱水費の決算見込において不足が生じる恐れがありますため、34万9,000円を増額補正しようとするものでございます。

教育委員会所管事項については以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。  
札野委員。

○札野委員

すいません、1点だけ。  
7ページの高速カラープリンターリースなんですけれど、この使用用途を教えてください。

○山村委員長

大堀総合政策部次長。

○大堀総合政策部次長

それでは、簡潔にお答えいたします。

これにつきましては、本庁舎の4階にありますカラープリンターなんですけれども、主に建設部門とか環境生活部門で取り扱っているプリンターですので、老朽化が結構激しいんですね。

枚数も結構、画像データであるとか測量の図面データであるとか、いろいろあるんですけども、そういうことから、それに対応すべくということで、今回、改めて5年のリース契約ということで債務負担を上げさせていただいているということでございます。

○山村委員長

他にありませんか。  
油原委員。

○油原委員

31ページです。市営住宅管理費で350万円の委託料の補正。

これ、県の住宅管理センターか何かで、転居者なり、空き室のクリーニングということなんだろうというふうに思いますけれども。

市営住宅の、基本的に空き室とかいろんな動きですね。3割以上が空いているという中で、県との当初契約で、その中に修繕とかそういう額も入っているんだろうけれども、動きがない割に350万円の委託料増額というのは、これ、どういうことなのか教えていただきたい。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

今年度の増額分に関しましては、市営住宅で8月に入居者募集を行い、5件の申込みがありまして、11月に入居をしておりますが、その際、入居者の方にどこの部屋に入るか選択していただいております。空き部屋から選んでいただいているんですけども、今年は、元の状態があまり良くない部屋を選択される方が多くて、修繕費の方がちょっとかかってしまったということです。

あとは、資材と人件費の影響なのか、年々、だんだんと修繕費も上がって来て、1件当たりの平均が2年前ぐらいまでは40万円程度だったんですけども、今年あたりは1件当たり60万円程度かかってしまうような状況になっておりまして、このような形で補正を上げさせていただいたものでございます。

○山村委員長

油原委員。

## ○油原委員

基本的には、退去したその後、クリーニングなり直すところは直して、新たな人が入れる体制を作っていくということが大前提なわけですよ。部屋を選んで、壊れているからという話じゃない。だから3割も空いているんですよ。

それと、人件費と事務局の負担軽減というような中での委託なんだろうと思われますけれども、やっぱり、そういうふうに動いていかないというのは。

基本的な委託のあり方というかね。直接的に動いて回転をさせていくとか。自分たちの市営住宅ですから。県の管理センター的なものは相当大きくやっておりますので、やっぱりそういう意味では、少し手が回らない部分というのはあるのかなと。

その辺の委託の考え方。3割も空けていないで、早く回転をさせていくという方法を十分検討していただきたいなど。これは要望です。

それから33ページ。教育委員会の、学校管理費ですね。

まずは小学校管理費の中で、城ノ内小学校がちょっと大きいですよね。135万2,000円。

それから、中学校管理費の中では中根台中が実際に大きいんです。他と比べると、長山中も大きいんですけども、この内容等についてお知らせください。

## ○山村委員長

海老原教育総務課長。

## ○海老原教育総務課長

まず、城ノ内小学校の管理費でございますが、内訳としましては、電気料金で57万8,000円。水道料金で84万4,000円の不足が見込まれました。ガス料金は7万円の残金発生が見込まれるため、差引き135万2,000円の増額補正予算を要求させていただいているところでございます。

電気料金につきましては、猛暑によるエアコンの使用量の増ということでございます。また、水道料金につきましても、猛暑によりましてプールの水温が上昇し過ぎたため、一部水の入れ替えを行っておりますことから、不足となる見込みとなったものでございます。

続きまして、長山中学校の管理費でございます。これにつきましては、電気料金で66万5,000円。ガス料金で43万7,000円。そして水道料金で32万7,000円の不足が見込まれたところでございます。

電気・ガス料金につきましては、こちらもエアコン使用時間の増加によるものでございます。水道料金につきましては、現在、北竜台学園の整備工事を実施しております、粉じん飛散の防止であるとか、コンクリートの養生といった作業で水道使用量が増加したものでございます。

最後に、中根台中学校管理費でございますが、内訳としましては、電気料金で59万3,000円、水道料金で189万9,000円の不足が見込まれました。ガス料金につきましては17万2,000円の残額が見込まれたため、差引き232万円の増額補正を要求させていただいているところでございます。

電気料金につきましては、エアコンというところでございます。水道料金につきましては、プール水の入れ替え、及び、当初予算算定におきまして水道使用量の見込みがちょっと甘かったため、大きな金額での補正要求という形になっております。

## ○山村委員長

油原委員。

## ○油原委員

内訳を聞いているんじゃないんですよ。なぜ他とこんなに違うんですか、ということです。

エアコンだって、どこだって使っているでしょう。今の中根台中でしたっけ、水道か何かの見込み違い。そういうことを聞きたいんです。「見込み違いで予算編成を間違えました」とかって。

他についても、他の小学校・中学校との比較で、なぜこんなに多いんですかって。どこでもエア

コンだって電気、ガス、水道、全部使っているでしょう。なぜ、ここだけこんなに大きく増額するんですかということをお聞きしたかったので、再度お聞きいたします。

予算の見込み違いだということならば、それはそれで結構ですから。

#### ○山村委員長

海老原教育総務課長。

#### ○海老原教育総務課長

もちろん、学校ごとに当初予算算定におきまして電気料金、ガス料金、水道料金と、それぞれ見込みを算出させていただいたところでございますが、実態の使用料と当初予算要求時点との差異が生じているところでございます。

それに関しては、差異が少額であったり、大きかったりということでございますから、当初の見込みが甘かったということであれば、おっしゃるとおりでございますので、今後しっかりと算定していくきたいというふうに思います。

#### ○山村委員長

他にありませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて、(令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第7号))の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

#### ○大貫総務部長

それでは「別冊2」をご覧ください。31ページでございます。

(報告第1号) 処分第14号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第7号)でございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ325億2,169万2,000円とするものでございます。

この補正予算につきましては、ご案内の下水道事業会計において、大規模下水道管の特別重点調査として実施する二次調査に必要な経費に対して、雨水管路ですので雨水処理負担金が生じますので、一般会計からの繰入金を計上し、その財源として繰越金で賄ったものでございます。

具体的には36、37ページでございます。37ページ、歳出の下水道費、下水道会計繰出金で814万3,000円を計上し、財源といたしまして、36ページで一般会計繰越金814万3,000円、同額を計上したものでございます。

説明につきましては以上です。

#### ○山村委員長

執行部から説明が終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

最後に、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（和解に関するについて）、執行部から説明願います。

落合教育部長。

○落合教育部長

議案書 28 ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めるについて、ご説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

続きまして、29 ページをお願いいたします。処分の内容でございます。参考資料の1 ページも含めて、ご覧いただければと思います。

令和7年5月21日、午後3時20分頃、龍ヶ崎市久保台2丁目3番地の龍ヶ崎市立久保台小学校のプール脇の通路において、同校の児童が止水弁のハンドホール内に足を落として負傷した事故に伴う、当該児童に対する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありますことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年10月22日付で専決処分させていただいたものでございます。

なお、過失割合は市が100パーセントでございます。また、損害賠償額は3万6,290円でございます。

久保台小学校の教諭が安全管理を怠ったことにより発生した事故でありまして、教育委員会としましては、あってはならない事故だと深く反省をしております。

今後、このような事故を二度と起こさないよう、校長に対して指導を行うとともに、全小・中学校に対して、児童・生徒の安全管理の徹底について周知したところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

こういう場所について、全て点検して、今はきちんとっているってことなんですか。

○山村委員長

落合教育部長。

○落合教育部長

本件につきましては、プールの授業の開始前、準備の段階でハンドホール（マンホール）を開けて点検をしていたことに起因する事故でありましたが、他の小・中学校のプールにつきましては、必ず管理職がハンドホールの閉め忘れがないことを確認しており、或いは、教育総務課の施設担当職員も施設管理をしておりますので、そちらの方でもハンドホールの閉め忘れ等の確認をして、二重でチェックしているところでございます。

○山村委員長

他にありませんか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、総務教育委員会を閉会いたします。